三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2020年1月21日

シティグループ社債／円建て償還時ターゲットファンド 2020−03

当ファンドは、特化型運用を行います。

単位型投信／内外／資産複合／特殊型（条件付運用型）



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ：https://www.smd-am.co.jp

フリーダイヤル：0120-88-2976

［受付時間］午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円（2019年10月31日現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	9兆4,626億円（2019年10月31日現在）

商品分類

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	内外	資産複合	特殊型（条件付運用型）

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
債券（その他債券）	年1回	グローバル（日本を含む）	なし	条件付運用型

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年12月27日に関東財務局長に提出しており、2020年1月12日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

色覚の個人差等を問わず、できるだけ多くの方に情報が伝わるよう、配色やデザインに配慮して作成しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

ファンドの目的

シティグループが発行する円建て債券に投資し、満期償還時の元本確保とともに安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

1 シティグループが発行する円建て債券に投資し、設定日から約10年後の満期償還時におけるファンドの償還価額について元本*確保を目指します。

*購入時手数料(税込み)は含みません。

□以下の円建て債券に投資します。

シティグループ社債:
シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インクが発行し、シティグループ・インクによる保証が付されます。

シティグループ・パフォーマンスリンク社債:
シティグループ・グローバル・マーケッツ・ファンディング・ルクセンブルグ・エス・シー・エーが発行し、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド(シティグループ・インクの間接完全子会社)による保証が付されます。

□シティグループが発行する円建て債券の組入比率の合計は原則として高位とし、満期まで保有することを前提として、原則銘柄入替えは行いません。

! ご留意いただきたい事項

□投資する債券の発行体・保証体等に債務不履行が発生した場合等には、元本確保ができない場合があります。

□信託期間中にファンドを換金した場合の換金価額やファンドが繰上償還された場合等の償還価額は元本を下回る場合があります。

□満期償還時における元本確保を目指しますが、元本の確保を保証するものではありません。

- ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。
- ファンドは、シティグループ社債(シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インク発行)に集中して投資を行うため、当該銘柄の発行体・保証体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2 先進国マルチアセットＡＩ運用戦略VT3指数の収益率に基づいて算出されるシティグループ・パフォーマンスリンク社債の利金の獲得を目指します。

□先進国マルチアセットＡＩ運用戦略VT3指数（以下「VT3指数」ということがあります。）は、日本を含む先進国の株価指数先物と債券先物等で構成され、AI（人工知能）を活用し目標リスク水準を年３％程度*とします。

＊目標リスク水準を年３％程度としておりますが、一定であることあるいはその目標値が達成されることを約束するものではありません。年３％程度はリスク水準の目標を示したものであり、年３％程度の収益率を目標とするものではありません。

詳しくは、後掲「先進国マルチアセットAI運用戦略VT3指数について」をご覧ください。

3 シティグループ・パフォーマンスリンク社債の利金（実績クーポン（成功報酬控除後））を分配原資として、年1回分配を行います。

□年1回（原則として毎年3月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

□ファンドは、実績クーポン（成功報酬控除後）の全額を分配金として支払うことを約束するものではありません。

※実績クーポンは確定部分と加算部分に分かれています。
成功報酬は加算部分から控除されるため、加算部分がない場合は成功報酬は発生しません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

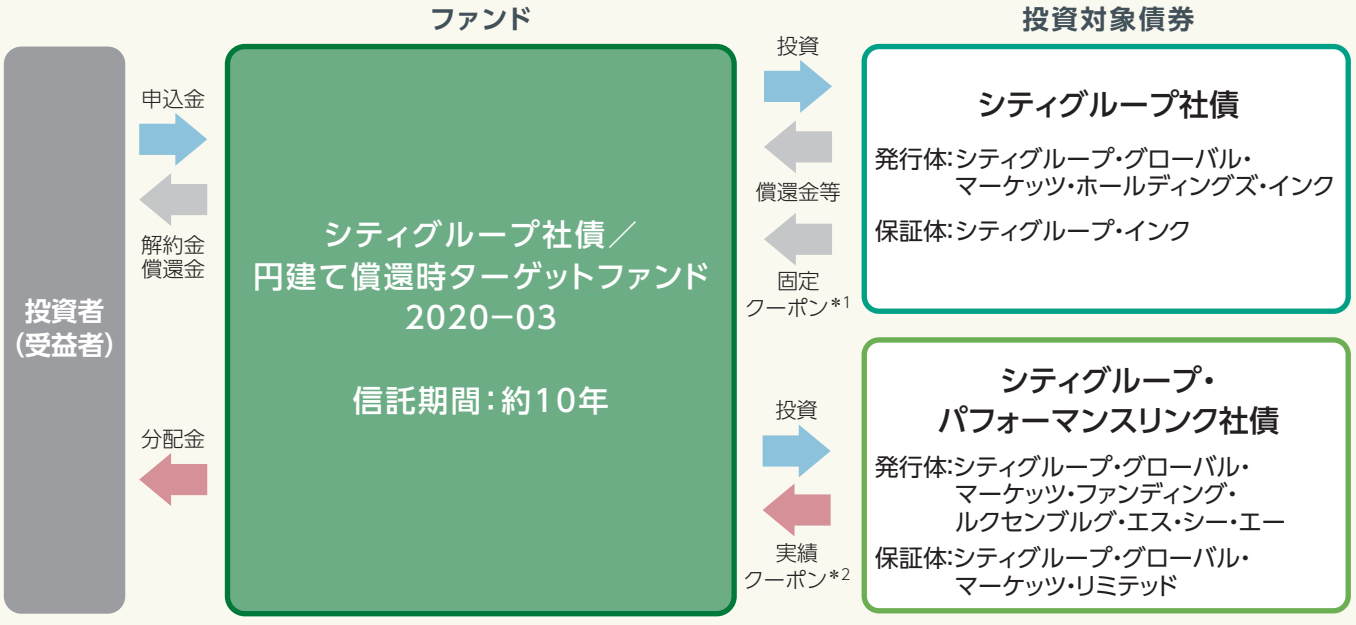

＊1 信託報酬等に充当
＊2 分配原資等に充当

シティグループが発行する円建て債券について

▶シティグループ社債

■債券発行日から約10年後の満期償還時に額面金額で償還されることによって、ファンドの満期償還時における元本確保を目指します。

■年1回の利払日に、当該社債から固定クーポン（当該社債の額面総額の0.32%）が支払われます。固定クーポンは、ファンドの信託報酬（年0.297%（税込み）以内）等に充当されます。

［ シティグループ社債の元本と固定クーポンのイメージ ］

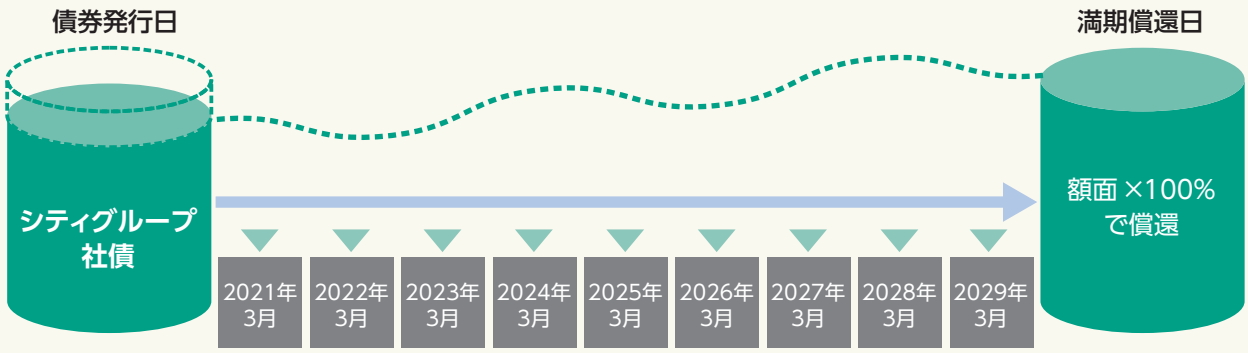

固定クーポンはファンドの信託報酬等に充当されます。

※上記はイメージであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

シティグループについて

シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社（以下総称してまたは個別に「シティグループ」といいます。）の登録商標およびサービスマークです。「シティグループ社債／円建て償還時ターゲットファンド2020−03」（以下「本商品」といいます。）は、シティグループによって支援、承認、販売または促進されておらず、またシティグループは、本商品に対して投資することの推奨性について、一切の表明を行っていません。シティグループは、特定の目的または使用に関する商品性または適合性の保証を含む（ただし、これらに限られない。）一切の明示または黙示の保証を行っていません。いかなる場合であっても、シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関連して、直接損害、間接損害、特別損害または派生的損害に対して、一切責任を負いません。

シティグループは、個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、ウェルス・マネジメントの分野において、幅広い金融商品およびサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社で、世界160以上の国と地域に約2億の顧客口座を有しています。

シティグループ・パフォーマンスリンク社債

■VT3指数の収益率に基づいて、年1回の利払日に、当該社債から実績クーポンが支払われます。実績クーポンは、ファンドの分配原資等に充当されます。

■実績クーポンは、クーポン算出日（利払日の2営業日前）におけるVT3指数の累積収益率を設定来の経過年数で割った率に連動率を掛けて算出されます。

$$\text{実績クーポン} = \frac{\text{VT3指数の累積収益率（\%）}}{\text{経過年数（年）}} \times \text{連動率（\%）}$$

※連動率は金利環境等も考慮して50%程度となる予定です。なお、連動率はファンド設定時に決定され、変更することはありません。
※累積収益率がマイナスの場合であっても、実績クーポンはシティグループ社債の額面総額の0.1%相当を下限とします。

■実績クーポンには、フロアとなる確定部分（シティグループ社債の額面総額の0.1%相当）と確定部分を上回る加算部分があります。なお、確定部分（同0.1%相当）を上回らなかった場合には、加算部分は発生しません。

■実績クーポンのうち、加算部分（確定部分を上回る部分）に対して11%（税抜き10%）が成功報酬として支払われます。

実績クーポンを「おたのしみクーポン」ということがあります。

［ おたのしみクーポン（実績クーポン）のイメージ ］

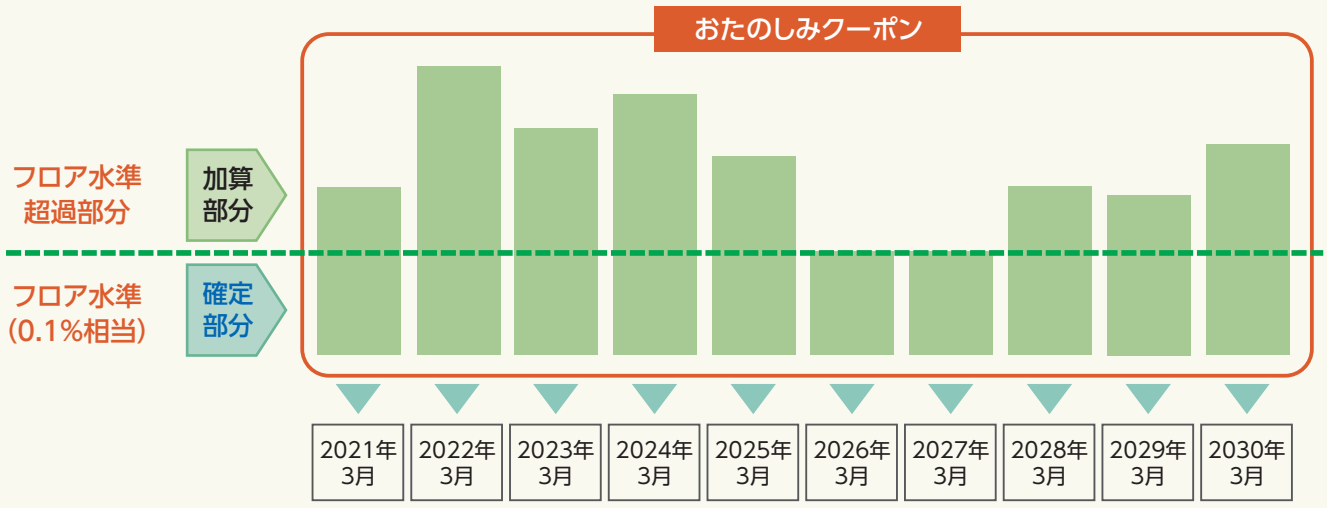

おたのしみクーポンはファンドの分配原資等に充当されます。

※2030年3月のおたのしみクーポンは満期償還金としてファンドが受け取ります。

※上記は当該社債からファンドに支払われるクーポンについての記載であり、投資者が受け取る分配金とは異なります。
※上記はイメージであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

先進国マルチアセットAI運用戦略VT3指数について

■VT3指数は、日本を含む先進国の株価指数先物と債券先物等で構成されます。

■VT3指数は、ＡＩ（人工知能）を用いて各資産間の相対パフォーマンス予測から最適化した資産配分に基づき、ポートフォリオの目標リスク水準が年３％程度となることを目指して、シティグループが機械的に算出します。

■目標リスク水準が年３％程度となるよう日次で組入比率の合計値を調整し、組入資産等の見直しは原則として月次で行います。

■VT3指数の基礎となる資産配分比率は、日興グローバルラップ*の助言を基に委託会社が提供します。

＊日興グローバルラップは委託会社の子会社です（100％出資）。

［ VT3指数の組入資産について ］

［株価指数先物］

投資対象国	組入資産
日本	TOPIX先物
米国	S&P500mini先物
ドイツ	DAX先物
フランス	CAC40指数先物
英国	FTSE100指数先物
オーストラリア	S&P/ASX200先物

［債券先物］

投資対象国	組入資産
日本	日本10年物国債先物
米国	米国10年物国債先物
ドイツ	ドイツ国債先物
英国	英国国債先物

※VT3指数は上記のすべての先物で構成されるとは限りません。
※VT3指数は、戦略控除率（1.5％）、複製コスト等が控除されます。
※目標リスク水準が年3%程度となることを目指すため、リスクコントロール後のVT3指数における各種先物の配分比率の合計は100%を下回るあるいは100%を超える場合があります。
※目標リスク水準を年3%程度としておりますが、一定であることあるいはその目標値が達成されることを約束するものではありません。年3%程度はリスク水準の目標を示したものであり、年3%程度の収益率を目標とするものではありません。
（出所）シティグループのデータを基に委託会社作成

▶先進国マルチアセットAI運用戦略VT3指数の免責条項

先進国マルチアセットＡＩ運用戦略ＶＴ３指数（以下「参照指数」といいます。）は、シティグループにより算出されますが、シティグループは、かかる資産配分の判断・決定に関与せず、先進国マルチアセットＡＩ運用戦略について何らの裁量権・責任を有しておりません。また、参照指数の算出方法をいつでも変更または修正し、あるいは公表を中止することができます。
シティグループは、参照指数の利用から生じる、直接損害、間接損害、特別損害、懲罰的損害賠償、派生損害またはその他の損害賠償（逸失利益を含む）については、かかる損害賠償の可能性を伝えられていたとしても、いかなる責任も負わないものとします。

主な投資制限

■株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

■外貨建資産への直接投資は行いません。

■シティグループが発行する円建て債券への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

■年1回（原則として毎年3月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。

■分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い金額とします。

■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

■分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払い戻しに相当する金額についても課税されます。

基準価額の変動要因

■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

■運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。

■投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

債券市場リスク…債券価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等のしくみの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

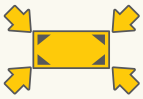

投資銘柄集中リスク…特定の債券への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因となります

当ファンドは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ集中投資しますので、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化が生じた場合には、多数の銘柄に分散投資するファンドと比べて大きな損失が発生することがあります。

当ファンドはシティグループ社債（シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インク発行）の組入比率が高いため、当該社債の発行体・保証体等の影響を大きく受けます。当該社債の価格が大幅もしくは継続的に下落した場合には、ファンドの基準価額が大幅もしくは継続的に下落します。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドが投資するシティグループが発行する債券の発行体・保証体等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合等には、基準価額が下落し、投資元本の確保ができない場合があります。

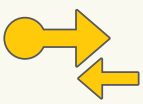

流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売却しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売却ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

ファンド固有の留意点

先進国マルチアセットＡＩ運用戦略VT3指数に関する留意点

□株価指数先物取引および債券先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給および金利の動き等の影響を受けます。当該先物取引にかかる権利の値動きに想定外の変動があった場合、VT3指数の収益率に大きな変動が生じる要因となります。

□VT3指数は日本を含む先進国の株価指数先物取引および債券先物取引をもとに算出されるため、当該先物取引の評価損益は為替変動の影響を受けることがあります。したがって、為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、VT3指数の収益率が下落する可能性があります。

□VT3指数は日本を含む先進国の株価指数先物および債券先物等で構成されます。構成比率が高い先物や複数の先物の価値が大幅もしくは継続的に下落した場合等には、VT3指数の収益率が下落する要因となります。

□当ファンドが組み入れるシティグループ・パフォーマンスリンク社債からの実績クーポンは、VT3指数の収益率に基づいて算出され、毎期変動します。
VT3指数に重大な変更が生じた場合、算出・公表が停止された場合等には、分配を行うことができない場合があります。

途中換金時等における留意点

□当ファンドはシティグループ社債を満期保有することを前提に投資元本の確保を目指します。
信託期間中に当ファンドを換金した場合や繰上償還となった場合等には、組み入れている当該社債はその時点での時価で換金されるため、ファンドの換金価額や償還価額は投資元本を下回る場合があります。

□当ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円（1万口当たり）を下回る場合があります。

投資信託に関する留意点

□ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

□投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
該当事項はありません

分配金再投資基準価額：
該当事項はありません

［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
該当事項はありません

他の資産クラス：
2014年11月～2019年10月

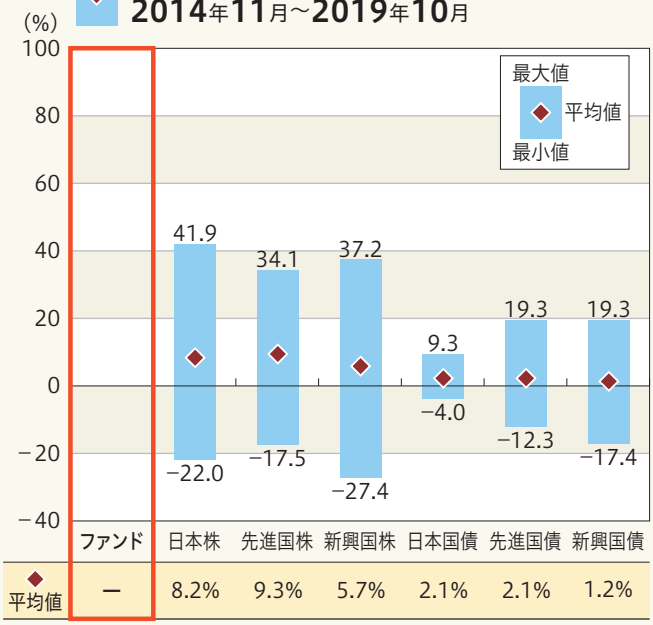

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	―	8.2%	9.3%	5.7%	2.1%	2.1%	1.2%

※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	**TOPIX（配当込み）** 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA−BPI（国債）** 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドは、2020年3月2日から運用を開始するため、2019年12月27日現在、記載すべき事項はありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	1口当たり1円
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	**購入時**：原則として、購入の申込期間中の販売会社の営業時間にお申込みください。 **換金時**：原則として、午後3時までに換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2020年1月21日から2020年2月28日まで
クローズド期間	2020年3月2日から2020年3月10日までは換金のお申込みを受け付けません。
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、換金のお申込みを受け付けません。 ●ロンドンの銀行の休業日 ●ニューヨークの銀行の休業日 ●シカゴ・マーカンタイル取引所の休業日* ●シカゴ商品取引所の休業日* ●ユーレックスの休業日* ●インターコンチネンタル取引所の休業日* ●ロンドン証券取引所の休業日* ●東京証券取引所の休業日* ●シドニー先物取引所の休業日* ●5月1日 ●12月24日 ●12月25日 ●申込受付日の翌日（翌日が土曜日の場合は直後の月曜日）からロンドンの銀行が2連続休業日（土日を除く。）となる日 ●申込受付日の翌営業日がグッド・フライデーに該当する日 *半休日を含みます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組み入れたシティグループ社債およびシティグループ・パフォーマンスリンク社債の換金ができなくなったとき、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付中止や既に受け付けた換金申込みの取消しをする場合があります。

お申込みメモ

決算日・収益分配

決算日	毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日)。なお、第1期決算日は2021年3月15日。
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) ※原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

その他

信託期間	2030年3月15日まで(2020年3月2日設定)
繰上償還	委託会社は、シティグループ社債またはシティグループ・パフォーマンスリンク社債が以下に該当することとなり、当該債券が早期償還となる場合には、繰上償還します。 ●発行体・保証体等に債務不履行事由が発生したとき ●発行体・保証体等において当該債券に関連して生じる負債をヘッジするための手段が違法となるまたは部分的に禁止されるとき ●当該債券および発行体等に課税事由が発生するときあるいは発生する可能性があるとき、または課税状況の変化が発生するとき ●当該債券が早期償還となるその他の事由が発生するとき　等 また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●残存口数が20億口を下回ることとなったとき ●「先進国マルチアセットAI運用戦略VT3指数」に重大な変更が生じたとき ●「先進国マルチアセットAI運用戦略VT3指数」の算出・公表が停止されたとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	500億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課税関係	●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。 ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2019年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に1.1%（税抜き1.0%）を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用（信託報酬）

ファンドの元本総額に年0.297%（税抜き0.27%）以内*1の率を乗じた額とします。
運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末ならびに一部解約時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
＊1 有価証券届出書提出日現在は年0.297%（税抜き0.27%）となります。

＜運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.07%以内*2	ファンドの運用等の対価
販売会社	年0.17%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

＊2 有価証券届出書提出日現在は年0.07%（税抜き）となります。
※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

成功報酬

シティグループ・パフォーマンスリンク社債の実績クーポンの加算部分に対して11%（税抜き10%）を乗じた額が利金支払日の2営業日前に計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、成功報酬は毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から委託会社に支払われます。
成功報酬はシティグループ・パフォーマンスリンク社債の実績クーポン（加算部分）に応じ委託会社が受け取る対価です。

その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用　　等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託(新たに購入が必要)	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	**20歳以上**の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	**0～19歳**の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長**5**年間(投資期間は2023年まで)	
利用できる限度額	**120万**円／年 (最大600万円)	**80万**円／年 (最大400万円)

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※単位型の投資信託は、基準価額が元本を下回っている場合においても分配金に対して課税されます。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※上記は、2019年10月末現在のものです。

契約変更書面

（この書面は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 79 条第 1 項第 1 号ロの規定によりお渡しするものです。）

この書面は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 82 条及び第 83 条に定められる契約締結前交付書面の記載事項について、お渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の記載内容と現行の契約内容に変更が生じていることをお知らせするものです。あらかじめ十分にご確認いただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

1. 変更対象ファンド

シティグループ社債／円建て償還時ターゲットファンド2020－03

※現在、お買付の受付を行っておりません。

2. 変更内容

協会名称変更

P1 商品分類・属性区分の表の下

変更前	変更後
※商品分類・属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。	※商品分類・属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

P2 ファンドの特色

特化型運用に関する記載

変更前	変更後
●ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型ファンドに該当します。	●ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。

（3031 2026.09）

P13　お申込みメモ「課税関係」
P15　ファンドの費用・税金

変更前	変更後
少額投資非課税制度（NISA）の概要 2023 年 12 月 31 日までの制度について記載しています。 未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）の概要 2023 年 12 月 31 日までの制度について記載しています。	少額投資非課税制度（NISA）の概要 2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISAの適用対象となります。 未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）の概要 2024年1月1日以降、ジュニア NISA はご利用いただけません。

※本ファンドは 2024 年１月１日以降の NISA 対象外です。

以上

（3031　2026.09）

目論見書補完書面(投資信託)
(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくご確認いただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にお問い合わせください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)のお取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】

お客さま		SMBC日興証券株式会社
・口座開設のお申し込み	→	・口座開設／口座管理
・資産運用のご相談	↔	・資産運用のご提案・商品勧誘
・有価証券取引などのお申し込み	→	・お取引の執行
	←	・各報告書の交付

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等	SMBC日興証券株式会社
	登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号
	本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	資本金	1,350 億円(2026 年 3 月末現在)
	主な事業	金融商品取引業
	設立年月	2009 年 6 月
	連絡先	<お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00～18:00/土曜 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

(2026.10)
(証券総合口座)

目論見書補完書面（投資信託）

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

お申込手数料	現在、当社では販売を行っておりません。
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。

取扱コース	取扱コースは、銘柄により異なります。お取扱店にご確認ください。 分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	現在、当社では販売を行っておりません。
ご換金単位	分配金受取りコース：1 万口単位 分配金再投資コース：1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
換金代金受渡日	交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

・当社は当ファンドの発行者である三井住友DSアセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。

・2026年3月末時点において、当社の役職員は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当社は同社と人的関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と人的関係のある同社の収益となります。

（2026.10）
（証券総合口座）

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行（以下、当行）を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等のお取引についての内容を記載しております。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくご確認いただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にお問い合わせください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】

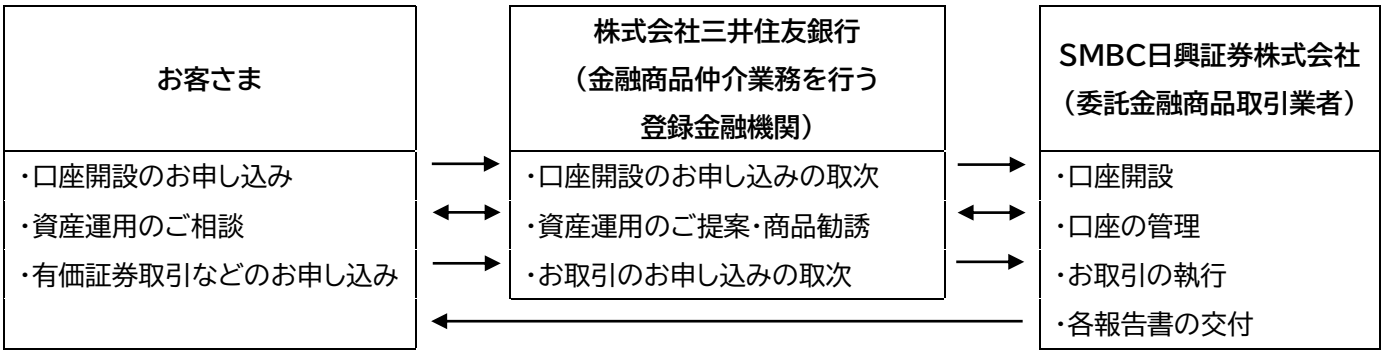

＜金融商品仲介業務を行う登録金融機関＞株式会社三井住友銀行	
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引

（2026.10）
（金融商品仲介口座）

目論見書補完書面(投資信託)

会社の概要	商号等	株式会社三井住友銀行
	登録番号	登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号
	本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	苦情処理および 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005
	主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
	設立年月日	1996 年 6 月 6 日
	対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無	無
	連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

＜委託金融商品取引業者＞SMBC日興証券株式会社(以下、当社)		
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等	SMBC日興証券株式会社
	登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号
	本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	資本金	1,350 億円(2026 年 3 月末現在)
	主な事業	金融商品取引業
	設立年月	2009 年 6 月
	連絡先	＜お問い合わせ全般はこちら＞ 0570-007-250(平日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

(2026.10)
(金融商品仲介口座)

目論見書補完書面（投資信託）

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

お申込手数料	現在、当社では販売を行っておりません。
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。

取扱コース	取扱コースは、銘柄により異なります。お取扱店にご確認ください。 分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	現在、当社では販売を行っておりません。
ご換金単位	分配金受取りコース：1 万口単位 分配金再投資コース：1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
換金代金受渡日	交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該報酬の 2 分の 1 の支払いを受けます。

・当行は、SMBC日興証券株式会社および当ファンドの発行者である三井住友DSアセットマネジメント株式会社とそれぞれ資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある両社の収益となることによりグループ全体の利益となります。

・2026年3月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社または三井住友DSアセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は両社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある両社の収益となります。

（2026.10）
（金融商品仲介口座）

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくご確認いただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にお問い合わせください。

目論見書は、お申込から約定までの間に改定される場合があります。
最新の目論見書は、インターネット(www.smbc.co.jp/kojin/toushin/fund.html)に掲載しておりますので、
必ずご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】

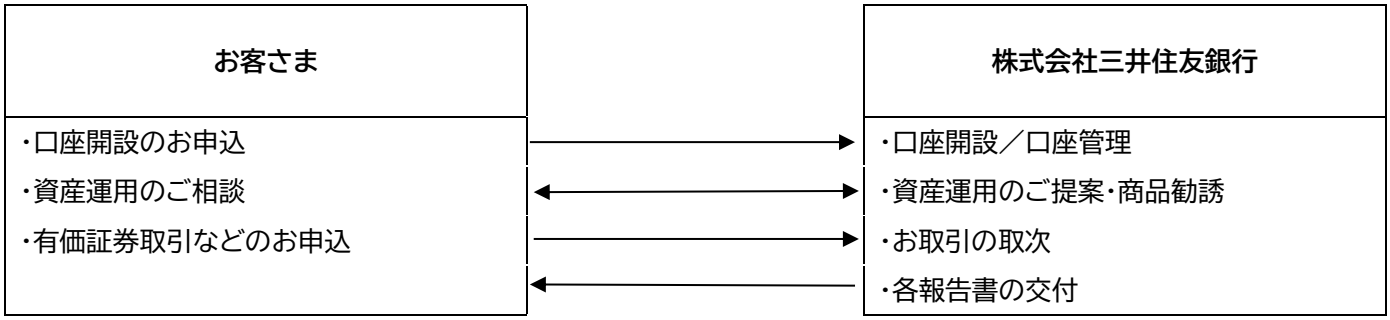

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。	
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
会社の概要	商号等	株式会社三井住友銀行
	登録番号	登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号
	本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	苦情処理および指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005
	主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
	設立年月日	1996 年 6 月 6 日
	対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
	連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください

(2026.10)
(三井住友銀行投資信託口座)

目論見書補完書面（投資信託）

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

お申込手数料	現在、当行では販売を行っておりません。
信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。

お申込単位	現在、当行では販売を行っておりません。
ご換金単位	１円以上１円単位
換金代金受渡日	交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
・当行は、当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
・2026 年 3 月末時点において、当行の役職員は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と人的関係がある同社の収益となります。

（2026.10）
（三井住友銀行投資信託口座）